

7月に

「参議院議員通常選挙」が予定されています

◆ 上里町で投票ができる方

上里町で投票できるのは、上里町の選挙人名簿に登録されていて、選挙日に選挙権がある方です。

公職選挙法の一部改正により、選挙権年齢が引き下げられ、年齢満18歳以上満20歳未満の方が、新たに選挙に参加（投票）できることとなります。

なお、今回新たに選挙権を得る方が上里町に転入して3か月未満で公示（告示）を迎えた場合、3か月以上住んでいた旧住所地で選挙人名簿に登録され、旧住所地で投票ができるようになりました。詳しくは、転入前の選挙管理委員会へお尋ねください。

◆ 入場券について

入場券は封書で世帯ごとに郵送されます。1枚の封筒に世帯分の入場券が入っていますので、投票日当日には、投票をするご自身の入場券を封筒に記載されている投票所にご持参ください。また、入場券を紛失された場合や届かない場合でも、投票資格を有した本人であれば投票ができます。投票日当日に投票所の受付に申し出て、再交付を受けてください。

◆ 投票の仕方

投票日当日は、「参議院埼玉県選出議員選挙」「参議院比例代表選出議員選挙」が行なわれます。

投票日の当日に、入場券に記載されている投票所で入場券を提示してください。受付、名簿対照が済むと、最初に参議院埼玉県選出議員選挙の投票用紙が交付されます。投票用紙に候補者名1人の名前を記載台にて記載し、投票箱にいれてください。

次に、参議院比例代表選出議員選挙の投票用紙が交付されます。比例代表選出議員選挙の投票用紙には、候補者1名の氏名または、名簿届出政党などの名称もしくは略称を記載台にて記載し、投票箱にいれてください。

◆ 代理投票・点字投票等

身体の不自由な方や投票用紙に自書できない方は、投票所の係員が補助員としてお手伝いをします。また、目が不自由な方は点字で投票ができます。ご希望の方は、期日前投票所・投票所の係員にお申し出ください。投票の秘密は守られますので、安心して投票をしてください。



◆ 期日前投票

期日前投票は、選挙期日前であっても選挙期日と同じように投票をすることができます。投票日当日に仕事、旅行、出張などで投票所まで行けない方は、ぜひ期日前投票制度をご利用ください。

○ 期日前投票の日程

期間 公示日の翌日～投票日の前日
時間 午前8時30分～午後8時
場所 上里町役場1階・町民ホール
※郵送された入場券の裏面「宣誓書（兼請求書）」をご記入の上、ご持参ください。



※選挙内容が確定し次第、町ホームページ等でお知らせします。また、総務省または埼玉県のホームページもご覧ください。

投票所	区域（行政区等）
第1 賀美児童館	黛・金上・内出・西金・勝一・勝二・原一・原二
第2 上里北中学校会議室	金下・金下東・天神・真下・堀込
第3 長幡保育園	宿・屋敷・東宮・十八軒四軒家・中五明・南五明・寺西・新堀・並木沖
第4 長幡児童館	下郷・宮・上郷・久保・西大・東大南・東大北
第5 七本木児童館	田中・石倉・丹蔵・岡・東堤・堀之内・横町・阿保町・長浜町
第6 上里町男女共同参画推進センター	立野・立野南・上久城・中久城本郷一・本郷二・本郷三
第7 上里東公民館	下久城・京塚・古新田
第8 上里町東児童館 ※	三田・三軒
第9 上里町役場町民ホール	久保新田・四ツ谷・西原町東・西原町西
第10 安盛保育園	一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・東町
第11 神保原児童館	宮本町・八町河原・忍保

※今回の選挙から投票所が変更になります。（P3参照）

◆ 不在者投票

① 指定施設での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した施設（病院・老人ホーム等）に入院・入所中の方は、その施設で不在者投票ができます。お早めに各施設にお問い合わせください。

② 滞在地での不在者投票

国内での長期出張等で投票日に投票所へ行けない方は、滞在する最寄りの選挙管理委員会ですべての投票の方法は、上里町選挙管理委員会に直接、または郵送で投票用紙等を請求してください。請求に基づき郵送しますので、郵送された投票用紙等を持参して最寄りの選挙管理委員会へ投票してください。郵送に日数がかかりますので、請求は早めにお願います。

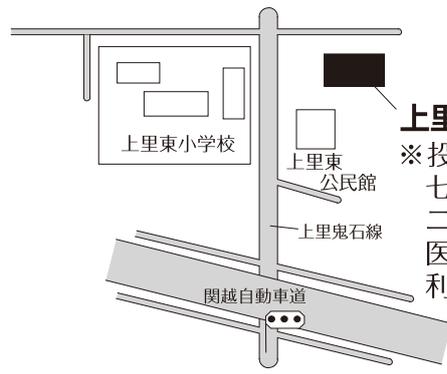
③ 郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちで一定の要件に該当する方、または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方が、上里町選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けることで、居住の場所で郵便等による投票をすることができます。証明書の交付を希望する方は、お早めに上里町選挙管理委員会にお問い合わせください。

第8投票区の投票所が変更になります

第8投票区（三田・三軒）の投票所は、上里東小体育館から上里町東児童館に変更となります。

第8投票区（上里東児童館）



上里町東児童館
※投票日当日は、七本木内科クリニック、戸矢歯科医院の駐車場が利用できます。

※投票日当日は、七本木内科クリニック、戸矢歯科医院の駐車場が利用できます。また、上里東小学校の正門横の駐車場も利用できますが、道路を横断する際には、必ず横断歩道や歩道橋を利用していただくようお願いいたします。

※各投票所の地図は、入場券を郵送する際の封筒にも記載されますのでご確認ください。

問合せ：上里町選挙管理委員会【☎35-1237】

不発弾の処理について

平成28年5月6日(金)、午前10時ごろ、本庄市共栄138-1付近の工事現場で不発弾が発見されました。自衛隊による防護カバー装着等の防護措置により、爆発の危険性はありません。

本庄市により、自衛隊・警察・消防などの協力を得て、下記のとおり不発弾の処理作業を行ないます。なお、避難区域内にお住まいの方につきましては、後日、職員が訪問して詳細をご説明させていただきます。

処理日時

平成28年6月25日(土)、午前9時30分から

避難区域

不発弾から半径300メートル以内の区域

避難時間

午前8時から作業完了まで

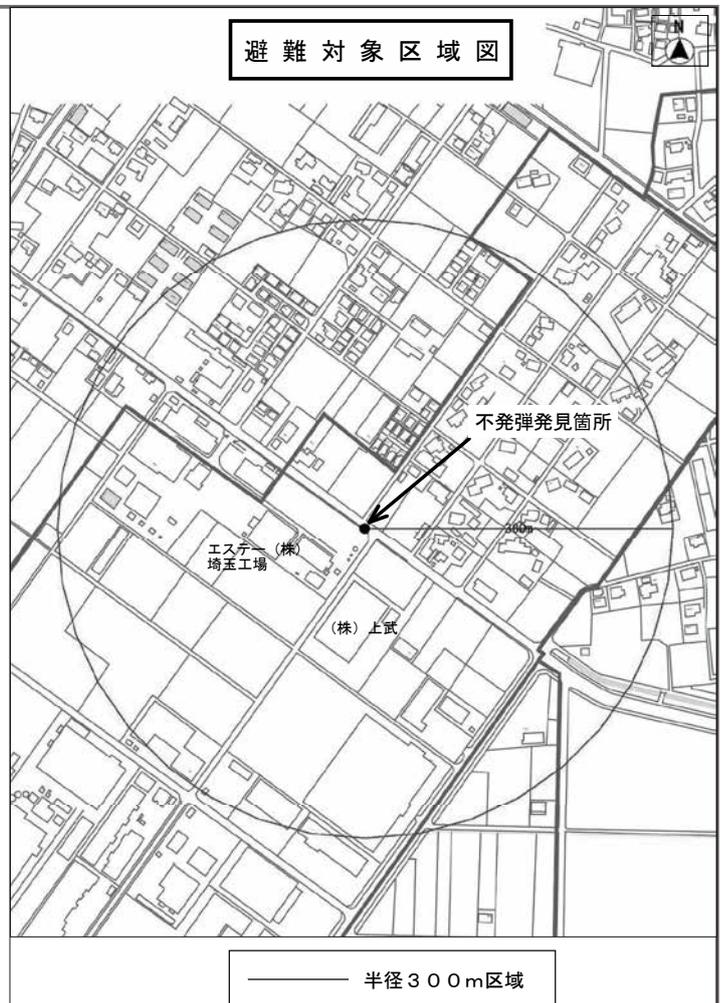
避難所

上里町多目的スポーツホール（避難所を利用する方）

交通規制

午前8時から避難区域への立ち入りを制限し、作業完了まで全面通行禁止の交通規制を実施

問合せ 暮らし安全課防災安全係【☎35-1226】



平成28年度町民税・県民税の 税額決定・納税通知書を発送します

『平成28年度町民税・県民税納税通知書』を6月10日(金)(予定)に発送します(町民税・県民税(以下「個人住民税」という。)が課税されない方には通知書は発送されません。また、個人住民税を「給与からの特別徴収」の方法で納めていただく方については5月11日(水)に勤務先へ『特別徴収税額の決定通知書』を発送していますので、勤務先から通知書をお受け取りください。)



個人住民税について

個人住民税は、町民税と県民税をあわせた名称で、町や県のサービスを行うために必要な費用を、その負担能力に応じて負担していただく税です。その年の賦課期日(平成28年度は平成28年1月1日)現在の住所地で、前年(平成27年)の所得等に基づいて課税されます。

【個人住民税の税額】

個人住民税の税額は、均等に負担していただく「均等割」と、前年の所得等に応じて納めていただく「所得割」の合計額です。

(均等割の税額) **5,000円** (町民税3,500円 + 県民税1,500円)
(所得割の税額)

○一般的な税率(総合課税)

10種類の所得のうち、利子・配当・不動産・事業・給与・山林・譲渡(分離課税分を除く)・一時・雑所得に係る税率は、10%(町民税6%+県民税4%)です。所得金額(※)から所得控除の合計額を差し引いた「課税所得金額」に、税率を掛けて計算されます。

※所得金額とは、収入金額からその収入を得るための必要経費または法令で定められている一定の控除額を差し引いた金額をいいます。

$$\text{所得割額} = \text{課税所得金額}(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times 10\% - \text{税額控除額}$$

○特別な税率(分離課税)

土地・建物・株式等の譲渡所得、退職所得等は、ほかの所得と区別して特別な税率を使用します。

(例)土地・建物などの譲渡所得の場合 ◆長期(所有期間5年超)5% ◆短期(所有期間5年以下)9% など

■所得の種類

1	利子所得
2	配当所得
3	不動産所得
4	事業所得
5	給与所得
6	退職所得
7	山林所得
8	譲渡所得
9	一時所得
10	雑所得

■所得控除の種類 (注意) 住民税と所得税では所得控除額が異なります。

1 雑損控除	8 寡婦控除
2 医療費控除	9 寡夫控除
3 社会保険料控除	10 勤労学生控除
4 小規模企業共済等掛金控除	11 配偶者控除
5 生命保険料控除	12 配偶者特別控除
6 地震保険料控除	13 扶養控除
7 障害者控除	14 基礎控除

■税額控除の種類

1 調整控除
2 外国税額控除
3 配当控除
4 住宅借入金等特別税額控除
5 寄附金税額控除

平成28年度(27年分)課税(非課税)証明書・所得証明書の発行について

【発行開始日】 6月10日(金) 【手数料】1通につき150円

【証明書を発行できる方】

平成28年1月1日現在、上里町に住所があった方で、町に課税資料がある方(※)

※町に課税資料がない方(前年中所得のなかった方や、家族の扶養になっている方も含みます。)は、申告をしていただく必要があります。申告の結果、課税発生・税額変動が生じる場合は、証明書発行までに最長で2か月程度を要する場合があります(課税発生・税額変動が生じない場合は、証明書は即日発行できます。)

【本人確認について】

申請者(窓口に来られた方)の本人確認を実施していますので、申請の際は本人確認ができる書類(運転免許証・健康保険証・パスポート等)をご持参ください。また、代理人が交付請求する場合は、代理人自身を確認できるもの(本人確認と同じ)と、証明を必要とする本人(委任者)が署名押印した「委任状」が必要になります(同居の家族の方が申請する場合は「委任状」は不要です。)

【個人住民税の納税方法】

個人住民税の納税方法は、「普通徴収」、「給与からの特別徴収」、および「公的年金からの特別徴収」があります。その方の年齢や所得状況により、この3つの納税方法が組み合わされることもあります。また、就職や退職などの理由により年度途中で納税方法が変更になる場合もあります。

■普通徴収

通常6月に町から通知書が送付され、4回の納期に分けて個人で納めていただきます。

【第1期】 6月30日(木)	【第2期】 8月31日(水)	【第3期】 10月31日(月)	【第4期】 12月27日(火)
----------------	----------------	-----------------	-----------------

■給与からの特別徴収

給与支払者(事業主)が、従業員の個人住民税を6月から翌年5月までの12回に分けて毎月の給与から徴収し従業員に代わって市町村に納めていただきます。ただし、退職などの理由により年度途中で給与の支払を受けなくなった時は、再就職先で引き続いて特別徴収ができる場合や退職時に残りの税額を一括して会社に支払った場合を除き、残りの税額を「普通徴収」で納めていただくことになります。

■公的年金からの特別徴収

年金保険者が、個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払を受けた者であって、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払を受けている65歳以上(当該年度の4月1日現在)の方の公的年金等の所得から計算された個人住民税を特別徴収の対象年金から徴収して、納税義務者に代わって市町村に納めていただきます。公的年金からの特別徴収が停止(中止)された場合は、残りの税額を「普通徴収」で納めていただくことになります。

個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の見直しについて

(適用時期：平成28年10月1日以降に実施する特別徴収から適用)

(1) 転出・税額変更があった場合の特別徴収継続の見直し

現行制度では、賦課期日(1月1日)後に市町村の区域外に転出した場合や、特別徴収する税額が変更された場合は、公的年金からの特別徴収は停止(中止)され、普通徴収に切り替わることとされています。このたびの改正で、「転出や税額変更があった場合においても一定の要件の下、特別徴収を継続する」とこととされました。

(2) 仮特別徴収税額の算定方法の見直し(仮特別徴収税額の平準化)

仮特別徴収税額(4月、6月、8月に支給される年金から差し引かれる税額)と特別徴収税額(10月、12月、翌年2月に支給される年金から差し引かれる税額)の不均衡を解消するため、仮特別徴収税額の計算方法が「前年度の2月と同額」から「前年度の公的年金等の所得から計算された住民税額÷6」に改正されました。

問合せ…税務課住民税係【☎35-1221(内線1131~1133)】

※上里町ホームページ(<http://www.town.kamisato.saitama.jp/>)にも個人住民税の情報を掲載しています。

(掲載箇所)上里町ホームページ ⇒ 暮らしの便利帳 ⇒ 税金・年金 個人住民税

納税猶予制度について

納税猶予制度は、災害、盗難、病気等で町税の納付が困難な場合に1年以内(延長で最大2年以内)の間、町税の納付を猶予するものですが、今年度から一部見直しがされました。適用のための要件など、詳しくはお問い合わせください。

変更点

- 申請による換価の猶予の創設
納期限から6か月以内の申請により、差押財産の取り立て、公売を猶予
 - 担保不要税額の拡大
50万円以下 → 100万円以下
- 問合せ…税務課収税係【☎35-1221(内線1121~1125)】

納税相談窓口

夜間開庁・休日開庁のお知らせ
納税についてお困りの方、一度ご相談ください。

◆6月の休日・夜間開庁日

○休日(午前8時30分~正午) **6月12日(日)**

○夜間(午後8時まで) **6月27日(月)**

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

◆窓口・問合せ…税務課収税係【☎35-1221(内線1121~1125)】

町県民税第1期の納期限は**6月30日(木)**です
税金のお納めには便利な**口座振替**をご利用ください

納税相談はお早めに

病気や事業の廃止あるいは災害等により納期内納税が困難な場合には、分割納付等の方法があります。このほか納付できない一定の要件があると認められる場合は、徴収を猶予する制度もあります。納税することが難しい場合は、早めにご相談ください(減免を受ける場合は、減免を受けようとする納期の納期限7日前までに減免申請書を提出する必要があります。)